

上越市道路工事施工承認基準

この基準は、道路法第24条（道路管理者以外の者の行う工事）の道路工事施工承認申請に係る一般的な審査基準を定めたものです。

1 車両乗入口の承認基準

- (1) 乗入口の幅は、乗入規格表（表1）を参照してください。
- (2) 乗入口の構造は、図3-1から図3-5並びに表2の舗装厚表を参照してください。
- (3) 乗入口の側溝は、表3の側溝表を参照してください。
- (4) 乗入箇所は、原則として出入対象施設に付き一箇所とし、乗入口を分離する必要がある施設、特別の事情がある場合及び特に大型の貨物自動車を取り入れる場合は、二箇所まで設置することができます。この場合、乗入口の間隔を10m以上あける必要があります。
- (5) 乗入口は、次に掲げる場所以外で設置することができます。ただし、道路管理者が個人住宅等で自動車の出入回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認めた場合は、イとウを除くことができます。
 - ア 横断歩道の中及び前後の側端から5m以内の部分。（図2-1参照）
 - イ 交差点の中（屈折車線、変則車線を含む）及び交差点の側端から1.1m、道路の曲がり角から8m以内の部分。ただし、丁字型交差点のつきあたり部分は設置することができます。（図2-1参照）
 - ウ バス停留所を表示する標柱又は標示板の位置から各10m以内の部分。
 - エ 踏切の前後の側端から10m以内の部分。
 - オ 横断防止柵、ガードレール等が設置されている部分。ただし、道路管理者が交通安全上特に支障がないと認めた区間は設置することができます。
 - カ 交通信号機、道路照明灯等の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設をする場合は設置することができます。
 - キ その他、道路交通に支障をきたすおそれのある箇所。
- (6) 乗入口を設置する場合、原則として民地側に車庫、その他自動車を保管する場所が必要になります。
- (7) 乗入口以外の場所から自動車が出入りできる場合は、歩行者等の安全を確保するため、車止めを設置する等の措置が必要となります。（図2-2参照）

2 法面埋立、切取等の承認基準

- (1) 切土、盛土の施工高及び縦横断の勾配は、当該道路の計画を勘案したうえで整合を図ってください。
- (2) 道路の側溝は、官民境界沿いの官地側に設置し、種類、構造及び勾配等については道路管理者と協議が必要となります。（図4-1から図4-3参照）
- (3) 盛土の場合は、良質レキ混り土や砕石等の良質な材料を使用してください。
- (4) 盛土によって従来の水路を埋める場合は、用排水機能を十分確保した断面と強度を有

する構造物にしてください。(図4-1参照)

- (5) 法面切取の場合は、民地の切取断面及び構造が崩落、落石等により道路に危険を及ぼさない構造にしてください。
- (6) 側溝がある場所を乗入口として使用する場合は、表3の側溝表を参照のうえ、蓋を設置してください。
- (7) 道路が舗装されている場合、乗入口に使用する部分は舗装端部から側溝（側溝を設置しない場合は官民境界）までを舗装してください。
- (8) 乗入口以外の場所から自動車が出入りできる場合は、歩行者の安全を確保するため、車止めを設置する等の措置が必要となります。(図2-2参照)
- (9) 法面埋立の末端が段落ちとなる場合等、承認工事の施工により一般交通に危険が生じるおそれのある場合は、これを防止するために必要な安全施設を設置してください。
- (10) 官民境界には、境界杭又は境界標を設置してください。
- (11) 民地内の雨水や汚水等は、原則として民地内に側溝及び流末施設等を設置して処理をする必要があります。

3 その他の承認工事の承認基準

- (1) 前項以外の承認工事は、道路構造令のほか、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等に基づき、道路管理者と協議のうえ行ってください。
- (2) 施工については、新潟県土木工事標準仕様書に基づき行ってください。
- (3) 現状の排水機能等が損なわれないよう、適切な措置を行ってください。
- (4) 承認工事に伴い街路樹が支障となり移植する場合は、申請者の負担により移植してください。移植する場所については、道路管理者と協議のうえ決定します。なお、引き渡し後1年以内に枯死又は形姿不良となった場合は、申請者の負担で移植した樹木等と同等以上の規格のものに移し替える必要があります。
- (5) 承認工事により道路を拡幅する場合、道路敷地となる土地を上越市へ寄付（所有権移転）する必要があります。
- (6) 市道に私道を取付ける場合、私道の工事が民地内で行う場合であっても、交差点により市道の構造が変更となることから、承認工事として取り扱われます。

4 その他

上越市道路工事施工承認規則のとおり

附則

この基準は、令和5年4月1日から適用する。

表1 乗入規格表

種別	通行車両	乗入口の最大幅	
		民地側	車道側 (すり付け部除く)
I種	自家用等の乗用自動車、最大積載量2.0トン以下の貨物自動車等	4.0m～6.0m	6.0m
II種	I種及びIII種以外の自動車	8.0m	10.0m
III種	最大積載量6.5トン以上の貨物自動車等	※	※+2.0m

※土地利用計画や通行車両の走行軌跡等から必要最小限の幅としてください。

- (1) 取付け方法については、図1（乗入口の取付方法）を参照してください。
- (2) 種別は、乗り入れる車両の最大のものを適用してください。
- (3) 通行車両はいずれも單車の場合であるため、駐車場等利用車両が多い施設等で道路管理者がやむを得ないと認めた場合は、乗入幅を変更することができます。
- (4) 申請者の都合により、乗入口の幅は表の値より縮小することができます。

図1 乗入口の取付方法

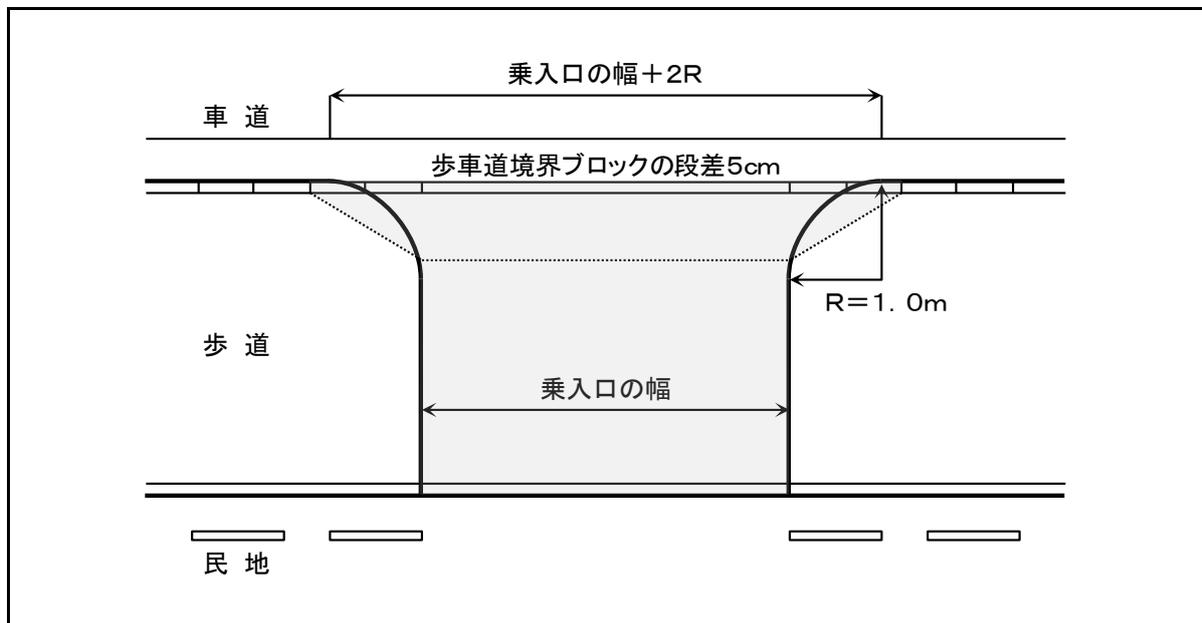


表2 舗装厚表

種別	コンクリート舗装		アスファルト舗装			インターロッキングブロック舗装		
	コンクリート	歩道路盤	密粒度アスコン	粗粒度アスコン	歩道路盤	ブロック	瀝青安定処理	歩道路盤
I種	15 cm	10 cm	5 cm	—	25 cm	8 cm	—	15 cm
II種	20 cm	20 cm	5 cm	5 cm	25 cm	8 cm	6 cm	15 cm
III種	25 cm	25 cm	5 cm	10 cm	30 cm	8 cm	10 cm	20 cm

- (1) 種別は、乗り入れる車種の最大のものを適用してください。
- (2) コンクリート舗装の場合、コンクリート舗装要綱に基づき行ってください。生コンクリートの呼び強度（設計基準強度）は、 $\sigma 28 = 21 \text{ N/mm}^2$ 以上とし、メッシュ筋を設置してください。
- (3) アスファルト舗装の場合は、アスファルト舗装要綱に基づき行ってください。
- (4) 路床土は、CBR 20%以上の良質土を使用してください。
- (5) インターロッキングブロックのサンドクッション厚さは2 cmです。
- (6) インターロッキングブロックは道路管理者がやむを得ないと判断した場合、原状に馴染むカラーアスファルト舗装（舗装構成はアスファルト舗装）でも施工できます。
- (7) 施工箇所付近で道路改良計画等がある場合は、その計画等に基づき施工を指示する場合がありますので、道路管理者と事前に協議が必要です。

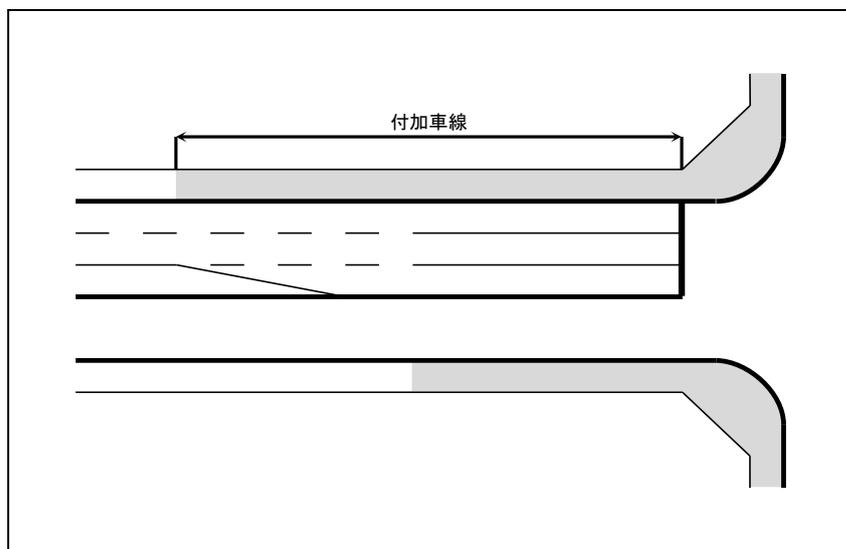
表3 側溝表

種別	側溝本体	側溝蓋
I種	既設側溝の使用可	コンクリート製、グレーチング（2 t 対応以上）
II種	既設側溝が現場打ち若しくは歩道用の場合は、車道用の落蓋型側溝又は自由勾配側溝（横断用）を新設する。	コンクリート製、グレーチング（2.5 t 対応）
III種		

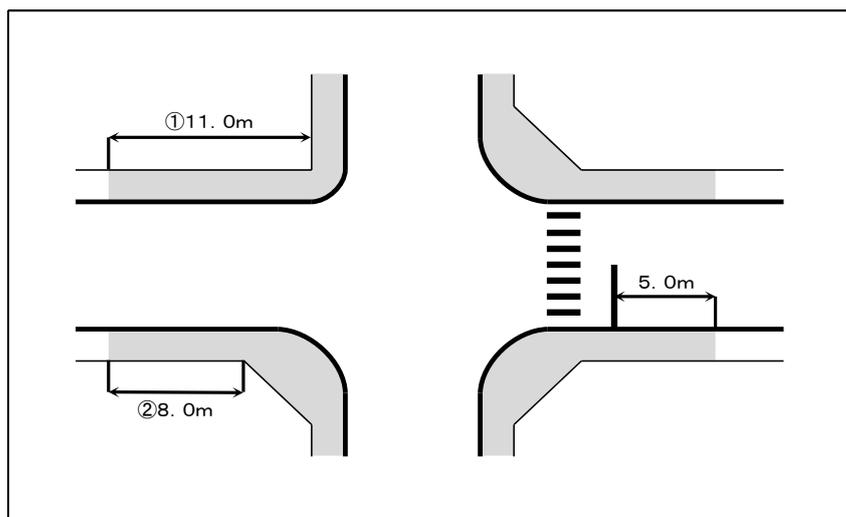
- (1) I種であっても自動車の出入回数が多い場合はII種、III種の基準を適用してください。
- (2) 原則として、側溝蓋にツバ付タイプのグレーチングや縞鋼板の使用は認められません。
- (3) コンクリート製の側溝蓋を5 m以上設置する場合は、5 m毎にグレーチングの側溝蓋を1枚設置してください。
- (4) 側溝を新設する場合で、駐車場等の敷地内除雪を重機によって行う場合は、横断用の側溝（角欠け防止用のアングル補強付き）にしてください。

図 2 - 1 乗入口を設置してはならない場所

(1) 交差点区域

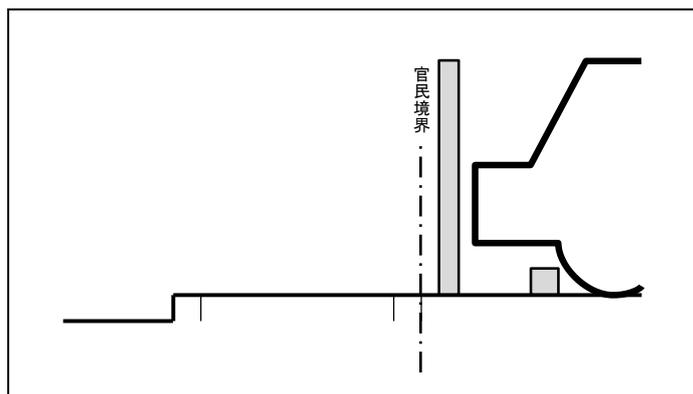


(2)



道路管理者が個人住宅等で自動車の出入回数が少なく、かつ交通安全上特に支障がないと認めた場合は、①及び②の距離を 5 m まで縮小することができます。

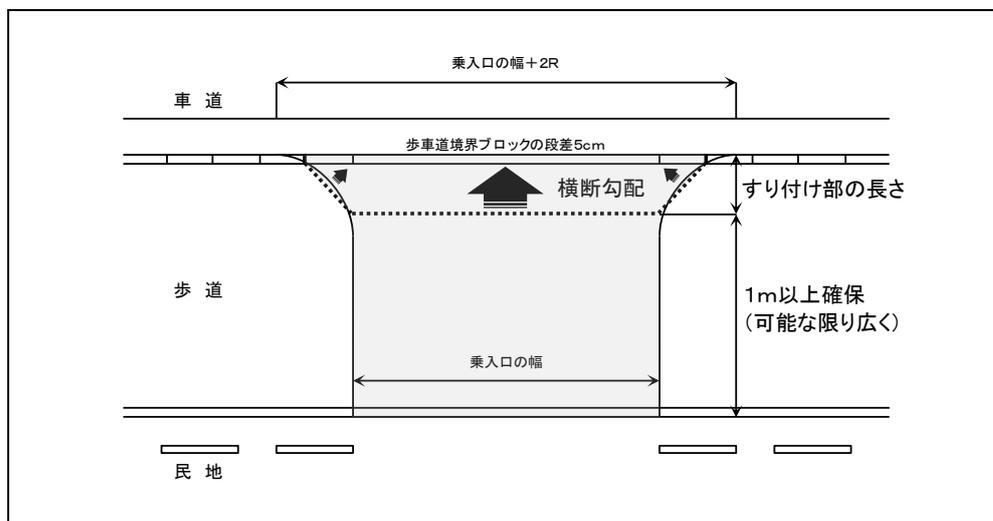
図 2 - 2 乗入口以外の場所から自動車が出入りできる場合



車止めを設置する等の措置が必要な場合でも、ブロック塀等を設置することが確実な場合は、設置する必要はありません。

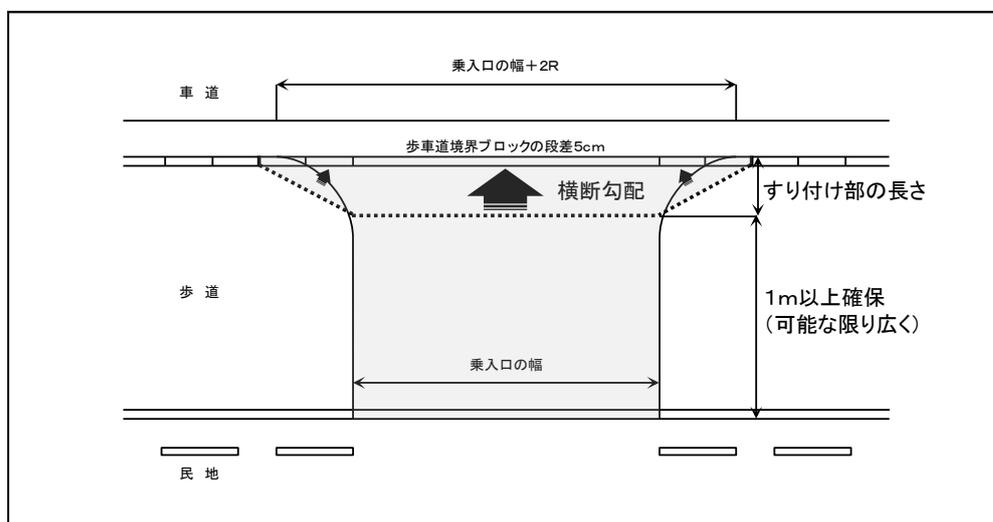
マウントアップ形式の歩道乗入口

図3-1 歩道内ですり付けを行う場合（歩道と車道との高低差が1.5cm以下の場合）



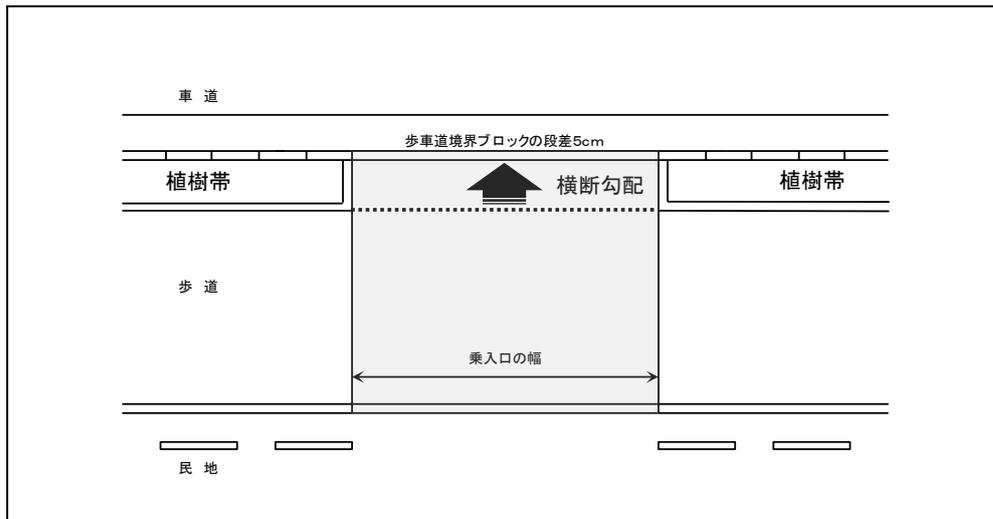
歩道における歩行者等の通行部分は、1 m以上を確保してください。（横断勾配1～2%）
 すり付け部の長さは、7.5 cmを標準にしてください。
 車両の通行に支障をきたさないよう、必要に応じて隅切り等を設けてください。
 すり付け部の縦断勾配は、歩道ブロック1個分（60 cm）の長さで調整してください。
 歩道幅員が1.75 m以下の場合、道路管理者と別途協議してください。

図3-2 歩道内ですり付けを行う場合（歩道と車道との高低差が1.5 cmを超える場合）



歩道における歩行者等の通行部分は、1 m以上を確保してください。（横断勾配1～2%）
 すり付け部の横断勾配は1.5%以下（特殊な縁石を使用する場合は1.0%以下）にしてください。
 車両の通行に支障をきたさないよう、必要に応じて隅切り等を設けてください。
 すり付け部の縦断勾配は、歩道ブロック2個分（120 cm）の長さで調整してください。
 歩道幅員が2.20 m以下の場合、道路管理者と別途協議してください。

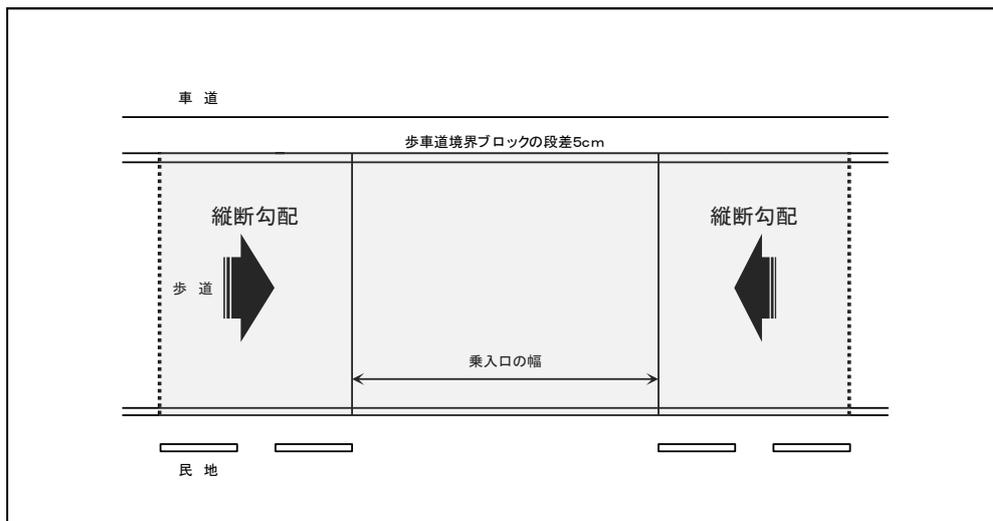
図 3-3 植樹帯等の幅員を活用してすり付けを行う場合



すり付け部の横断勾配は15%以下（特殊な縁石を使用する場合は10%以下）にしてください。

車両の通行に支障をきたさないよう、必要に応じて隅切り等を設けてください。

図 3-4 歩道の全幅切下げを行う場合



すり付け部の縦断勾配は5%以下にしてください。ただし、路面の凍結や積雪を勘案し、歩行者又は自転車の通行に支障をきたすおそれがない場合は8%以下にすることができます。

図 3-5 乗入口の縁石

(a) 普通縁石

(b) 特殊縁石

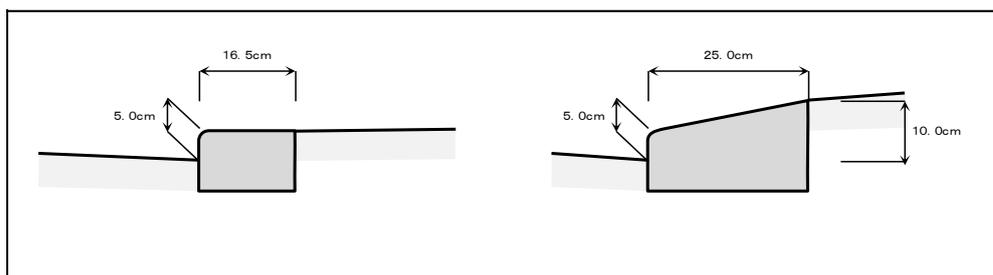
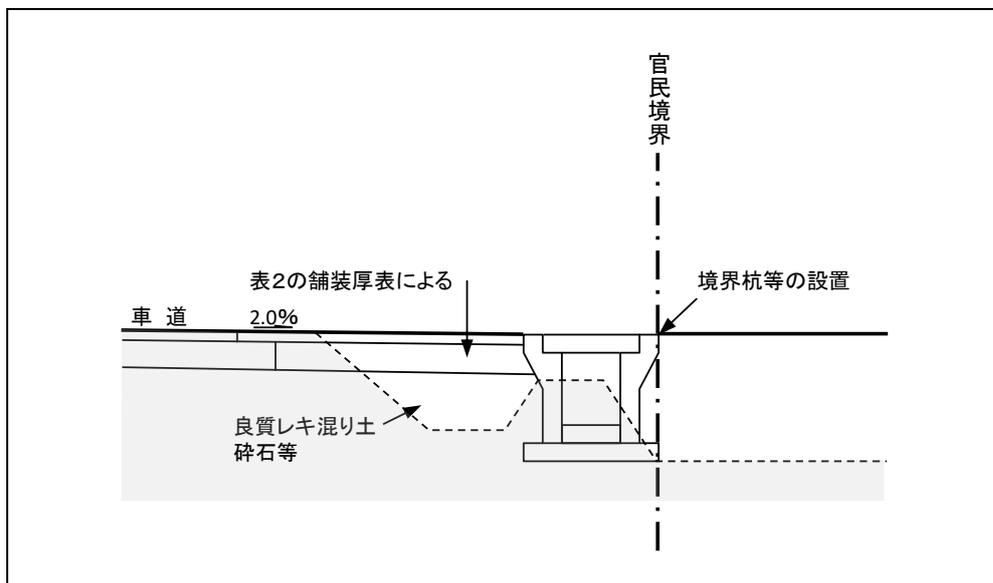
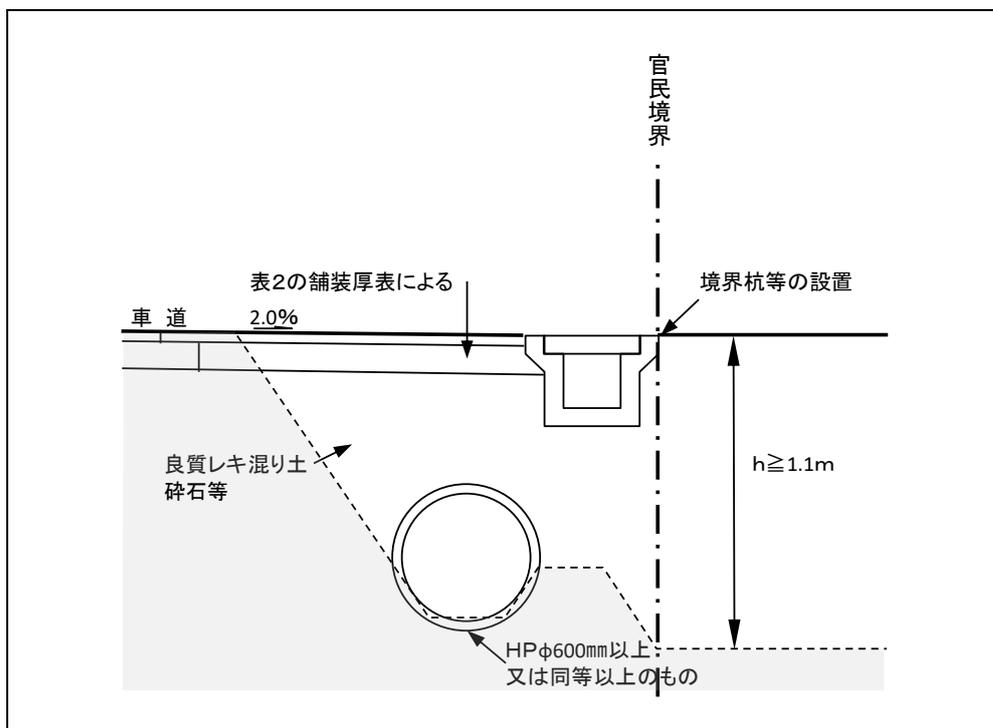


図4-1 市道沿いに水路がある場合

(1) 法長が短く、浅い場合



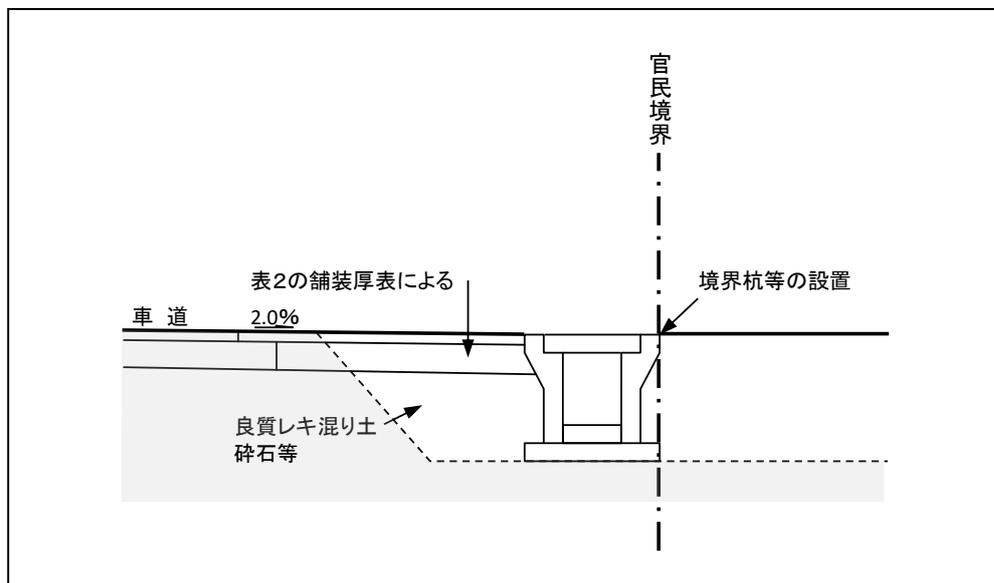
(2) 法長が長く、深い場合



国有水路を埋める場合や工作物を設置する場合は、公共用財産使用許可申請、上越市法定外公共物管理条例に基づく占有許可申請及び工事許可申請等の手続きが必要となるため、上越地域振興局及び水路管理者等と事前協議のうえ、道路工事施工承認申請と合わせて提出してください。

図4-2 市道沿いに水路がない場合

(1)

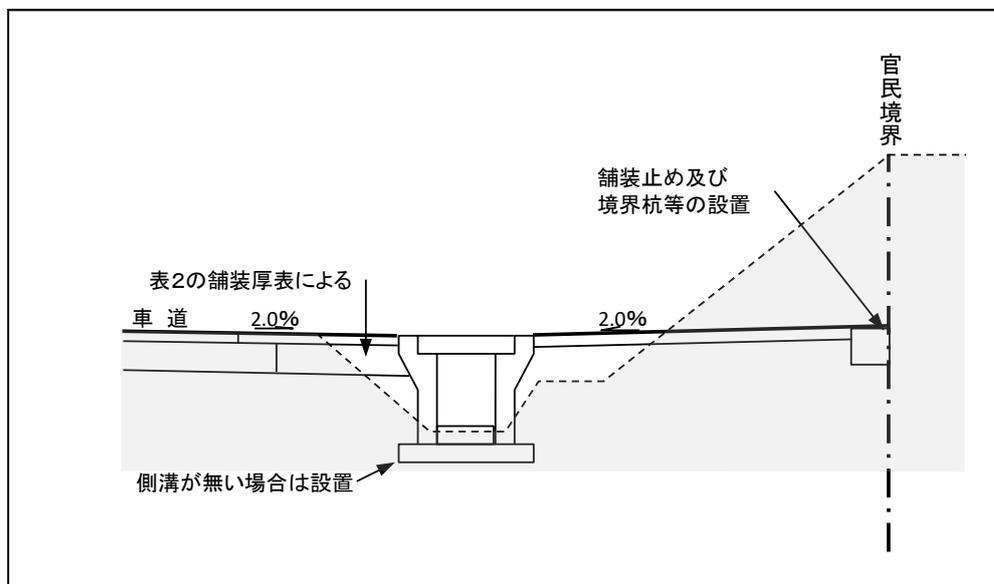


盛土及び切土部分から雨水等が道路に流出しないよう、側溝を設置してください。

排水の放流先については、利害関係者の同意が必要です。

付近に排水の放流先が無い場合、民地内に溜桝等で貯水する等の流末処理が必要です。

図4-3 切土の場合（私有地等の土地造成に伴う道路敷地の切土）



切土により残斜面が生じた場合は、法面保護の対策を講じてください。